

社会福祉法人大崎誠心会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大崎誠心会（以下「大崎誠心会」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員等とは、大崎誠心会定款に基づく理事・監事及び評議員並びに各種委員会委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員報酬は支給しないこととし、法人業務を行う場合に日額報酬を支払う。費用弁償については、大崎誠心会職員旅費規程に基づき実費額を支払うことができる。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表のとおり日額報酬を支払う。ただし、大崎誠心会職員を兼務し職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく日額報酬等は支給しない。

2 役員等が、職務のため出張したときは、別表のとおり日額報酬を支給する。また、旅費については、大崎誠心会職員旅費規程に基づき実費額を支払う。

別表

	日額報酬	費用弁償
理事会及び評議員会に出席した役員等	5,000円	大崎誠心会職員旅費 規程に基づく実費額 宿泊：一夜につき 12,000円
監事会に出席した監事	10,000円	
出張した役員等	5,000円	
その他法人業務を行った役員等	5,000円	
各種委員会に出席した委員	5,000円	

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廢)

第7条 この規程の改廢は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は平成10年3月1日から施行する。

附 則

この規程は平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成12年2月4日から施行する。

附 則

この規程は平成13年5月28日から施行する。

附 則

この規程は平成15年12月18日から施行する。

附 則

この規程は平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年12月1日から施行する。